

令和元年度 指定管理業務 実績評価シート

部課名 健康こども部こども家庭課

施設名	弘前市三省児童館・弘前市船沢児童館
施設の設置目的	児童福祉法第40条に基づく施設として、児童福祉の向上に資することを目的とする。
所在地	弘前市三省児童館…弘前市大字三世寺字月見野2番地4 弘前市船沢児童館…弘前市大字細越字早稲田42番地
指定管理者名	社会福祉法人船幸会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況 概ね計画どおり実施されており、適正である。	
2 市民サービス向上のための取組状況 児童館延長利用事業を実施し、利用者サービスの向上を図っている。 船沢公民館との合同事業を実施し、お山参詣など様々な行事を通して、地域との交流を図っている。 アンケート実施結果から見て、事業・行事への利用者の満足度が高い。	
3 市民ニーズの把握の実施状況 利用者アンケートを実施し、利用者からの意見や要望を聞き、すぐに対応するようにしている。 施設内に意見箱を設置し、また、苦情受付については掲示し、対応策を検討している。 要望、意見について適切に検討され、対応がなされている。	
4 施設の利用状況(利用者数、稼働率など) (三省児童館) 平成30年度 年間:6,722人/292日(23人/日)→平成31(令和元)年度 年間:6,420人/290日(22人/日) (船沢児童館) 平成30年度 年間:14,760人/292日(50人/日)→平成31(令和元)年度 年間:12,179人/290日(41人/日) 前年度に比べ全体で利用者数は減少しているが、祝日が多かったこと、新型コロナウイルスの影響など、例年との単純な比較は難しい。	
5 指定管理業務の収支状況 計画的で安定した予算執行に努めており、適正に行われている。	

6 実地調査の結果

利用者の安全確保を第一に考え、施設・設備の良好な維持管理が行われている。また、児童厚生施設として必要な各事業を実施するほか、利用者及び関係団体の意見の把握、個人情報管理、施設の効率的運用、経費削減に関する取り組み、環境への配慮等、施設を適切に管理運営することができている。

7 成果指標の達成度

成果指標は施設利用満足度であり、(前年度満足度)「86.0%」に対し実績が「89.8%」で達成度は「104.4%」となっている。

8 評価

(1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	職員の配置・研修・利用者ニーズの把握など概ね適切に実施できた。 コロナウイルスの対応が利用者へ誤解されることもあった。	報告書はしっかり確認し、ミスのないように行う。利用者のサービス向上に努めていきたい。
施設の管理	B	施設・設備の維持、利用者の安全対策には万全を期している。冬場の除雪をこまめに行う。	施設修繕に関しては、利用者の安全を最優先に考え、市と協議し、実施していきたい。船沢小学校の校庭の砂が駐車場を汚し、対応に困る。
経理の状況	B	帳簿管理をしっかりと行い、経費削減に努めている。	帳簿の整理・管理をしっかりと行い、引き続き経費の削減に努めていきたい。
団体の財務状況	B	特に問題は感じられない。	

(2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	利用者ニーズを反映させながら、法令等の遵守、公平性、開館時間、地域と連携した事業計画等が概ね適切に実施されている。	対象小学校のほとんどの児童が利用登録しており、今後も更にサービスの向上に努めていただく。
施設の管理	B	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理等が適正に実施されている。	利用者の安全確保のため、修繕が必要な箇所については、優先度合いが高いものから計画的に実施していく。
経理の状況	B	経費削減に努めており、帳簿等の整備、経理の区分、収支状況は適正である。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定的な経理基盤を有し、適切なものとなっている。	今後も財務状況に注意しながら運営していただく。

【評価の視点】

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

【評価の基準】

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する